

藤沢市立六会中学校 P T A 規約

第 1 章 名称

第 1 条 本会は藤沢市立六会中学校 P T A と称し本部を同校内に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は次の諸事項を目的とする。

1. 家庭・学校および社会における生徒の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒の教育について保護者と教職員とが協力する。
3. 学校の教育的環境の整備を図る。
4. 成人教育を盛んにすることによって、会員の民主的教育に対する理解を深め、その教養の向上を図る。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 生徒の教育ならびに福祉増進のために活動する他の団体および機関と協力する。

第 5 条 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第 6 条 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 7 条 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会員

第 8 条 会員となることのできる者は、本校に在学する生徒の保護者またはこれに代わる者、および同校校長・教職員とする。

第 5 章 会計

第 9 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 10 条 会費は一世帯につき、月額 180 円とする。但し、転出・退会については返金する。

第 11 条 本会の経費は総会において議決された予算にもとづいて行う。

第 12 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員・会計監査員

第 14 条 本会の役員・会計監査員は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|---------|-------------|---------|
| 1. 会長 | 1 名 | 保護者 | |
| 2. 副会長 | 2 名 | 保護者 | |
| 3. 書記 | 2 名～3 名 | 保護者 1 名～2 名 | 教職員 1 名 |
| 4. 会計 | 1 名～2 名 | 保護者 | |
| 5. 会計監査員 | 3 名 | 保護者 | |

第 15 条 役員・会計監査員の任期は 1 年とする。但し、同じ役員については 1 回限り再任を妨げない。また、役員の兼任はできない。

第 16 条 役員は引き続いて他の役員に選任されることが出来る。但し、役員の職にあることが連続して 4 年をこえてはならない。

第 17 条 役員ならびに会計監査員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し総会および各委員会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は総会ならびに運営委員会の議事を記録し、保管、通信の事務を行う。
4. 会計は総会が決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理する。
(イ) 年度初めの総会において会計監査を経た結果を報告する。
(ロ) 総会の席で会員の求めがあれば、収支の状況を報告する。
(ハ) 本会の財産を管理する。
5. 会計監査員は会計事務を監査し、決算については監査の結果を総会に報告する。
また会計監査員は必要に応じ随時、会計監査を行うことができる。

第 7 章 役員・会計監査員の選出

第 18 条 役員ならびに会計監査員の選出は指名委員会が次のとおり行う。

1. 役員、会計監査員の指名は指名委員会によってなされる。但し、氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
2. 指名委員は原則として役員および会計監査員になることはできない。
3. 指名委員会は役員ならびに会計監査員を指名し、運営委員会に諮り承認を得て、総会の 1 週間前までに全会員に知らせる。
4. 新役員、会計監査員は年度末総会に提案し承認を得る。

第8章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成され本会の最高議決機関である。

第20条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は年2回開き、原則として年度初め、年度末に開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の2以上の要求があった時、開催する。
3. 会長が必要と認めた場合、総会を書面審議とすることができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の白紙提出は、賛成に含むものとする。

第21条 総会の定足数は全会員の5分の1（委任状を含む）とする。また総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は全委員と校長、教頭、教務主任によって構成される。

1. 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第23条 運営委員会は原則として毎月1回その他会長が必要と認めたときに開かれ、任務は次のとおりとする。

1. 本会の業務を運営し各常任委員会によって立案された事業計画ならびに予算の審議を検討する。
2. 総会に提出する報告書の作成をする。
3. 必要ある時は特別委員会の設置をする。
4. 総会から委任された事項を処理する。
5. 役員および委員長に欠員が生じた場合は必要に応じて補充する。但し、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長がその任に当たる。任期は前任者の残任期間とする。

第10章 委員会の構成

第24条 本会の活動に必要な事項について調査・研究・立案するために常任委員会と特別委員会を置く。

1. 常任委員会として学年委員会・成人委員会・広報委員会・校外委員会を置く。
2. 特別委員会（指名委員会を含む）は必要に応じて総会もしくは運営委員会の承認により設置・解散される。なお、設置については公示を行う。

第25条 各常任委員会及び特別委員会は教職員より選出された1~2名を加えて構成し、委員活動を行う。

1. 学年委員会は学年から希望者のみで委員会を構成する。但し最大人数をクラス数×2に相当する人数とする。
2. 成人委員会、広報委員会、校外委員会については、希望者のみで委員会を構成する。但し最大人数を全学年でクラス数×2に相当する人数とする。
3. 指名委員会は全学年から希望者と教職員2名、運営委員会から1名（校長、教頭、教務主任を除き互選により選出）によって構成する。但し最大人数をクラス数×2に相当する人数とする。
4. 会長が必要と認めた場合、その年度に限り委員会構成人数の変更ができる。

第11章 委員会の任務

第26条 学年委員会は学年・学級を中心とする会員相互の理解と親睦を図る。

第27条 成人委員会は会員の親睦と教養を高めるための計画を立て実施する。

第28条 広報委員会は会員意識を高めるように広報活動を行う。

第29条 校外委員会は生徒の校外活動を指導し、地域の教育環境の改善につとめる。

第30条 各委員会および特別委員会は、いかなる事業計画についても運営委員会に諮らなくてはならない。

第12章 規約改正

第31条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第32条 この会の運営に関する必要な細則は、これらの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経てそれを定める。

この規約は昭和49年2月5日に一部改正。
この規約は昭和51年3月25日に一部改正。
この規約は昭和57年5月15日に一部改正。
この規約は昭和59年3月2日に一部改正。
この規約は平成2年2月28日に一部改正。
この規約は平成5年2月20日に一部改正。
この規約は平成8年6月1日に一部改正。
この規約は平成13年2月28日に一部改正。
この規約は平成14年2月16日に一部改正。

この規約は平成21年2月18日に一部改正。
この規約は平成22年2月18日に一部改正。
この規約は平成22年6月1日に一部改正。
この規約は平成23年2月17日に一部改正。
この規約は平成25年2月21日に一部改正。
この規約は平成26年2月21日に一部改正。
この規約は平成27年2月24日に一部改正。
この規約は令和3年2月25日に一部改正。
この規約は令和6年2月22日に一部改正。